

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。



Issue **100**・2008/04/05～2008/04/11

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、相关新法令与新政策

- 商务部现行有效规章目录..... 2
- 关于《中华人民共和国海关企业分类管理办法》施行后相关过渡事宜的公告..... 2
- 关于进出口收发货人和报关企业申请上调管理类别相关事项的公告..... 3
- 关于公布《中华人民共和国海关企业分类管理办法》涉及法律文书和报表格式的公告..... 3
- 中华人民共和国海关进出境运输工具舱单管理办法..... 4

二、相关新信息

- 《外商投资创业投资企业管理规定》修订要点..... 4
- 上海市工商局将与外资审批部门建立合作沟通工作机制..... 6
- 中国工资保证金制度立法现状简介..... 6

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、関連する新法令と新政策

- 商務部現行有効規章目録..... 2
- 「中華人民共和國税関企業分類管理弁法」施行後の関係移行事項についての公告..... 2
- 輸出入荷送人・荷受人及び通関企業が管理分類の上方調整にかかわる事項を申請することについての公告..... 3
- 「中華人民共和國税関企業分類管理弁法」の公布に関連する法律文書及び記入書式についての公告..... 3
- 中華人民共和國税関輸出入輸送道具積荷明細書..... 4

二、関連する新情報

- 「外商投資ベンチャーキャピタル企業管理規定」の改定箇所のポイント..... 4
- 上海市工商局は、外資関係審査許可部門との合同意見交換作業制度を確立する予定である..... 6
- 中国の賃金保証金制度の立法現状についての簡潔な紹介..... 6

一、相关新法令、新政策

● 商务部现行有效规章目录

【发布单位】商务部
【发布文号】商务部公告 2008 年第 12 号
【发布日期】2008-03-06
【提 示】商务部对其部门职责范围内的规章进行了全面清理，并公布了《商务部现行有效规章目录》（共计 172 件部门规章）。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200804/20080405466343.html>

● 关于《中华人民共和国海关企业分类管理办法》施行后相关过渡事宜的公告

【发布单位】上海海关
【发布文号】上海海关公告 2008 年第 3 号
【发布日期】2008-04-03
【实施日期】2008-04-01
【提 示】该公告对《中华人民共和国海关企业分类管理办法》（海关总署令第 170 号，以下简称新《办法》，原《中华人民共和国海关企业分类管理办法》简称旧《办法》）施行后的新旧过渡问题进行了规定，主要包括：

企业类型	过渡事宜
现有 A、B、C、D 类企业	- A 类企业包括旧《办法》规定的不实行加工贸易保证金台帐的 A 类企业。 - 该等企业直接过渡到新《办法》的 A、B、C、D 类。 - 上海海关将对该等企业进行审核，并将于 2008 年 06 月 30 日前完成企业管理类别的调整工作。
“红名单”企业	- 该类企业暂按 AA 类企业接受管理。 - 该类企业应在 2008 年 05 月 31 日前向注册地海关提出适用 AA 类管理的申请。
“三高一 大”企业	- “三高一 大”企业指经过海关总署审批的适用便捷通关的高科技、高创汇、高信誉和大型生产性出口企业。 - 该类企业暂按 AA 类企业接受管理。 - 企业应在 2008 年 06 月 30 日前向注册地海关提出适用 AA 类管理的申请。
特殊监管区域内企业	- 该类企业暂按 B 类企业接受管理。 - 上海海关将对该等企业进行审核，并进行企业管理类别的调整工作。

一、関連する新法令、新政策

● 商务部现行有效规章目录

【発布機関】商務部
【発布番号】商務部公告 2008 年第 12 号
【発 布 日】2008-03-06
【コメント】商務部は同部の職責の範囲内に該当する規則を全面的に整理するとともに、「商務部現行有効規章目録」（計 172 の部門規章）を公布した。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/d/200804/20080405466343.html>

● 「中華人民共和國稅關企業分類管理弁法」施行後の關係移行事項についての公告

【発布機関】上海税関
【発布番号】上海税関公告 2008 年第 3 号
【発 布 日】2008-04-03
【施 行 日】2008-04-01
【コメント】本公告は、「中華人民共和國稅關企業分類管理弁法」（税関総署令第 170 号、以下新「弁法」といい、従来の「中華人民共和國稅關企業分類管理弁法」は旧「弁法」という）施行後の新旧移行問題につき規定を行っており、主に次の内容が含まれる。

企業形態	移行事項
既存の A、B、C、D 類企業	- A 類企業には旧「弁法」に定める加工貿易保証金台帳を実施しない A 型企業が含まれる。 - これら企業は直接に新「弁法」の A、B、C、D 類に移行する。。 - 上海税関は、これらの企業を審査し、2008 年 6 月 30 日までに企業管理分類の調整作業を終わらせる。
「レトリスト」の企業	- 当該企業は一時的に AA 類企業としての管理を受ける。 - 当該企業は、2008 年 5 月 31 日までに登録地の税関に AA 類管理適用の申請を行わなければならない。
「三高一 大」企業	- 「三高一 大」企業は、税関総署の審査許可を受けた、通関が迅速な、先端技術の、外貨獲得率が高く、信用と評判が高い、及び大型の生産型輸出企業に適用する。 - 当該企業は一時的に AA 類企業としての管理を受ける。 - 企業は、2008 年 6 月 30 日までに登録地の税関に AA 類管理適用の申請を行わなければならない。
特殊監督管理区域の企業	- 当該企業は一時的に B 類企業としての管理を受ける。 - 上海税関は、これら企業を審査し、企業管理分類の調整作業を行う。 - 企業が区内で営利活動を実施すると

	- 企业在区内开展经营活动时适用区内政策和管理，不受《企业分类管理措施目录》的限制；但当其在区外开展经营活动时，则受《企业分类管理措施目录》的限制，按照其适用的管理类别接受相应的管理措施。
报关企业及其跨关区分支机构	- 该类企业暂按 B 类企业接受管理。 - 上海海关将对这类企业进行审核，并进行企业管理类别的调整工作。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

关于《中华人民共和国海关企业分类管理办法》施行后相关过渡事宜的公告

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/5707/9a8344f0.htm>

中华人民共和国海关企业分类管理办法

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/6a085514.htm>

	きは、区内の政策と管理を適用し、「企業分類管理措置目録」の制限は受けないが、区外で営利活動を実施するときは、「企業分類管理措置目録」の制限を受け、適用される管理分類に基づき相応の管理措置を受ける。
通関企業及び二つ以上の管轄区に跨る分支機関	- 当該企業は一時的にB類企業としての管理を受ける。 - 上海税関は、当該分類の企業を審査し、企業管理分類の調整作業を行う。

【関係する法令全文】下記 URL をクリックしてください。

「中華人民共和國税関企業分類管理弁法」施行後の関係移行事項についての公告

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/5707/9a8344f0.htm>

中華人民共和國税関企業分類管理弁法

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/6a085514.htm>

● 关于企业申请上调管理类别相关事项的公告

【发布单位】上海海关

【发布文号】上海海关公告 2008 年第 4 号

【发布日期】2008-04-03

【提 示】根据该公告，上海海关注册登记的进出口收发货人和报关企业可于 2008 年 04 月 01 日起向企业注册地海关提出上调管理类别的申请。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/5707/c784f7ab.htm>

● 企業が管理分類の情報調整にかかわる事項を申請することについての公告

【発布機関】上海税関

【発布番号】上海税関公告 2008 年第 4 号

【発 布 日】2008-04-03

【コメント】本公告によると、上海税関で登録登記を行った輸出入荷送人・荷受人及び通関企業は、2008 年 4 月 1 日から企業の登録地の税関に管理分類の情報調整の申請を行うことができる。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/5707/c784f7ab.htm>

● 关于公布《中华人民共和国海关企业分类管理办法》涉及法律文书和报表格式的公告

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署公告 2008 年第 19 号

【发布日期】2008-03-27

【实施日期】2008-04-01

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/cd057548.htm>

● 「中華人民共和國税関企業分類管理弁法」の公布に関連する法律文書及び記入書式についての公告

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署公告 2008 年第 19 号

【発 布 日】2008-03-27

【施 行 日】2008-04-01

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/YWStaticPage/433/cd057548.htm>

● 中华人民共和国海关进出境运输工具舱单管理办法

【发布单位】海关总署

【发布文号】海关总署令 第 172 号

【发布日期】2008-03-28

【实施日期】2009-01-01

【提 示】根据该办法，以下企业应当向其经营业务所在地直属海关或者经授权的隶属海关备案，并在规定时限向海关传输舱单电子数据（或舱单相关电子数据）：

- 进出境运输工具负责人、无船承运业务经营者、货运代理企业、船舶代理企业等舱单电子数据传输义务人；
- 海关监管场所经营人、理货部门、出口货物发货人等舱单相关电子数据传输义务人。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/flfg/2008-04/08/content_939282.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 《外商投资创业投资企业管理规定》修订要点

据悉，正在修订中的《外商投资创业投资企业管理规定》将在外商投资创业投资企业的市场准入、金融支持措施、风险控制、成本约束机制、退出机制等方面作出新的规定。主要包括：

市场准入	- 外商投资创业投资企业可以参与设立创业投资企业与创业投资管理顾问机构； - 外商投资创业投资企业暂时不可以代理其他创业投资企业、机构或个人的创业投资业务； - 外商投资创业投资领域的市场门槛将进一步降低：一是普通合伙人（“必备投资者”）的资格条件降低，改为“外方在申请前三年其管理的资本累计不低于 6000 万美元，且其中至少 3000 万美元已经用于进行创业投资。中方在申请前三年其管理的资本累计不低于 6000 万元人民币，且其中至少 3000 万元人民币已经用于进行创业投资。”；二是其他单个投资者的投资金额下限
------	--

● 中華人民共和國稅關輸出入輸送道具積荷明細書管理弁法

【発布機関】税関総署

【発布番号】税関総署令第 172 号

【発 布 日】2008-03-28

【施 行 日】2009-01-01

【コメント】本弁法によると、以下の企業はその取扱業務の所在地の直属の税関、又は権限を付与された管轄の税関に届出を行い、また所定の期日までに税関に船荷明細書の電子データ（又は船荷明細書に関係する電子データ）を伝送しなければならない。

- 輸 出 入 輸 送 道 具 の 責 任 者 、 NVOCC 業務取扱者、貨運代理企業、船舶代理企業等の船荷明細書電子データ伝送義務者。
- 税関監督管理場所の経営者、荷役部門、輸出貨物荷送人等の船荷明細書の関係データ伝送義務者。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/flfg/2008-04/08/content_939282.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 「外商投資ベンチャーキャピタル企業管理規定」の改定箇所のポイント

情報筋によると、現在、改正中の「外商投資ベンチャーキャピタル企業管理規定」は、外商投資ベンチャーキャピタル企業の市場参入、金融サポート政策、リスクヘッジ、コスト抑制制度、撤退制度等の分野での新たな規定が行われる。主な内容は次の通りである。

市場参入	- 外商投資ベンチャーキャピタル企業は、ベンチャーキャピタル企業及びベンチャーキャピタル・マネジメント・アドバイザー機関の設立に参入することができる。 - 外商投資ベンチャーキャピタル企業は、一時的にその他のベンチャーキャピタル企業、機関、又は個人のベンチャーキャピタル業務を代行してはならない。 - 外商投資ベンチャーキャピタル分野の市場のハードルは一段と引下げられ、まず、ジェネラルパートナー（「必須の投資者」）の資格条件が下げられ、「外方が申請前の三年に管理した資本の累計が 6000 万米ドルを下回らず、またそのうち少なくとも 3000 万米ドルがベンチャーキャピタルに導入されていること。中方が申請前の三年に管理した資本
------	---

	降低,由 100 万美元调整为 50 万美元。
金融支持措施	- 符合条件的外商投资创业投资企业可以享受相关的税收扶持政策; - 外商投资创业投资企业可以在中国境内进行债权融资,但债权融资规模最高不得超过投资者认缴资本总额。
风险控制	- 外商投资创业投资企业对于单个创业企业的投资不能超过其投资总额的 20%。
成本约束机制	- 外商投资创业投资企业应当在章程、委托管理协议等法律文件中,明确管理运营费用或管理顾问机构的管理顾问费用的计提方式,建立管理成本约束机制。
退出机制	- 外商投资创业投资企业可以通过多层次资本市场体系选择适用的退出机制,包括但不限于通过协议转让、挂牌转让、回购转让、上市转让等方式。 - 明确在所投资创业企业申请到境外证券市场上市的情形下,允许外商投资创业投资企业及所投资创业企业其他投资者依法搭建境外上市法律框架。
其他	- 积极落实并进一步加强原规定中为境内外商投资创业投资企业提供的投资便利化措施,明确外商投资创业投资企业向商务部办理相关备案的程序、时限和法律效力; - 正式引入国际上创业风险投资基金通行的有限合伙制度,将原规定中的“非法人制中外合作创业投资企业”更名为“有限合伙制外商投资创业投资企业”。

另据了解,中国出台外商投资创业投资企业相关管理规定后,已累计批准外商投资创业投资企业 37 家,外商投资创业投资管理企业 4 家,投资总额 11.63 亿美元。创业投资已逐步成为推动产业升级和技术进步的重要力量。

(摘自 2008 年 04 月 10 日上海对外经济贸易委员会网站)

	の累計が 6000 万人民币元を下回らず、そのうち少なくとも 3000 万人民币元がベンチャーキャピタルに導入されていること」へと改正され、次に、その他の個別の投資者の投資金額の最低限度額が引き下げられ、100 万米ドルから 50 万米ドルへと調整される。
金融サポート政策	- 条件に該当する外商投資ベンチャーキャピタル企業は、かかる租税補助政策を受けることができる。 - 外商投資ベンチャーキャピタル企業は、中国国内で債権融資を行うことができるが、債権融資の規模は、最高でも投資者が払い込む資本総額を超えてはならない。
リスクヘッジ	- 外商投資ベンチャーキャピタル企業による個別のベンチャー企業への投資は、その投資総額の 20%を超えてはならない。
コスト抑制制度	- 外商投資ベンチャーキャピタル企業は、定款、マネジメントアウトソーシング協議等の法律文書の中で、マネジメントランニングコスト又はマネジメントアドバイザー機関のマネジメントアドバイザー料金の計上方法を明確にし、マネジメントコスト抑制制度を確立しなければならない。
撤退制度	- 外商投資ベンチャーキャピタル企業は、幾層もの資本マーケット体制通して適切な撤退制度を選択することができ、具体的には、協議による譲渡、公募による譲渡、買い戻しによる譲渡、上場することによる譲渡などを含むがこの限りでない。 - ベンチャーキャピタル企業が海外の証券市場での上場を申請する場合、外商投資ベンチャーキャピタル企業及び同企業によるベンチャーキャピタル企業のその他投資者は法に照らして海外上場の法的枠組みへの参入を認めることを明確にした。
その他	- 従来の規定の中での国内の外商投資ベンチャーキャピタル企業のために提供する投資の利便化措置を一層積極的に遂行し、また強化し、外商投資ベンチャーキャピタル企業が商務部でかかる届出を行う際の手続、時限性及び法的効力を明確にした。 - 国際的なベンチャーリスク投資ファンドで通用する有限パートナーシップ制を正式に導入し、従来の規定における「非法人制中外合作ベンチャーキャピタル企業」の名称を「有限パートナーシップ制外商投資ベンチャーキャピタル企業」へと変更した。

また、入手できた情報によれば、中国が外商投資ベンチャーキャピタル企業についてのマネジメント規定を公布後は、これまでに批准された外商投資ベンチャーキャピタル企業は 37 社、外商投資ベンチャーキャピタルマネジメント企業は 4 社、投資総額 11.63 億米ドルである。ベンチャーキャピタルは、産業のグレードアップ及び技術革新を推進するうえでの重要な勢力を徐々に構成しつつある。

(2008 年 4 月 10 日付の上海對外經濟貿易委員會ウェブサイトより抜粋)

- 上海市工商局将与外资审批部门建立合作沟通工作机制

日前,上海市工商局外资处与上海市对外经济贸易委员会就外资审批登记近期出现的问题以及建立合作沟通工作机制进行了研讨。该两部门决定定期召开外资审批登记工作的协调会、建立联络员制度,并对信息互换制度初步交换了意见。该两部门建立合作沟通工作机制之后,外商投资企业在办理审批登记手续时有望进一步提高效率。

(摘自 2008 年 04 月 10 日中国外资登记网)

- 上海市工商局は、外資関係審査許可部門との合同意見交換作業制度を確立する予定である

先頃、上海市工商局外資処と上海市對外經濟貿易委員會は、外資関係審査許可登記につき近い将来に生じる問題及び合同意見交換作業制度の確立について検討を行った。当該両部門は外資関係審査許可登記作業の調停会を定期的に開催し、連絡員制度を制定することを決定し、また情報の交換制度について初步的な意見交換を行った。当該両部門が合同意見交換作業制度を確立させた後、外商投資企業が審査許可登記手続を行うときの効率は一層向上するであろうと思われる。

(2008 年 4 月 10 日付の中国外資登記網ウェブサイトより抜粋)

- 中国工资保证金制度立法现状简介

随着中国经济的快速发展,用人单位数量激增,职工工资被拖欠或克扣现象(以下简称“欠薪”)时有发生。为此,中国政府制定了一系列旨在解决用人单位欠薪问题的法律规定。其中,近来倍受关注的是工资保证金制度。

工资保证金,在许多地方立法中也称之为欠薪保障费(金),是用人单位按照法律规定预存于劳动保障部门指定银行账户的资金,一旦用人单位因破产、逃匿等情况而未能支付职工工资时,经劳动保障部门核准,可以由工资保证金垫付。工资保证金制度设立的基本目的,在于帮助职工解决因用人单位欠薪引起的临时性生活困难,维护社会稳定。

一、中国最早出现的工资保证金制度(深圳市的欠薪保障金制度)

据律师了解,工资保证金制度最早出现在深圳市。根据 1996 年颁布的《深圳经济特区企业欠薪保障条例》,深圳经济特区内企业每户每年应按照国家上年度市政府公布的最低月工资标准的 70% 一次缴纳欠薪保障费,该欠薪保障费由深圳市劳动保障部门负责管理,当用人单位出现被人民法院依法受理破产申请、依法整顿、经审计资不抵债且无力支付职工工资、投资者或经营者隐匿或逃跑等情形时,深圳市劳动保障部门将在查实后以职工实际被拖欠的工资总额为限(但最高不超过上年度职工年平均工资的 20%)垫付欠薪。深圳市劳动保障部门在垫款后,就垫付金额取得对用人单位的追偿权。

根据《深圳经济特区企业欠薪保障条例》,深圳的工资保证金制度具有如下特点,这些特点,形成了中国有关工资保证金制度的雏形:

1. 工资保证金主要来源于用人单位每年预存的款项;

- 中国の賃金保証金制度の立法現状についての簡潔な紹介

中国経済の迅速な発展に伴い、雇用主体数も急増しており、従業員賃金が滞納され、又は上前をはねられるといった現象(以下「報酬の滞納」という)が時折発生している。そのため、中国政府は雇用主体による報酬の滞納問題を解決する目的で一連の法律規定を制定した。その中で、近頃衆目を集めているのは賃金の保証金制度である。

賃金の保証金は、数多くの地方立法の中でも報酬滞納保障費(金)と呼ばれており、これは雇用主体が法律の規定に基づき労働保障部門が指定する銀行口座に事前に預け入れる資金であり、万一、雇用主体が破産したり、逃げ隠れしたりする事態になり、従業員の賃金を支払うことができなくなったときに、労働保障部門の認可を受けて、賃金保証金から立替えることができる。賃金保証金制度が制定される基本的な目的は、雇用主体の報酬滞納により発生する一時的な生活上の困難の解決、社会の安定の擁護に資するためである。

一、中国で最も早く現れた賃金保障制度(深圳市の報酬滞納保障金制度)

筆者が把握しているところでは、賃金保証金制度が最も早く出現したのは深圳市である。1996 年に公布された「深圳経済特区企業報酬滞納保障条例」によると、深圳経済特区内の企業はそれぞれ毎年前年度に政府が公示した最低月給基準の 70% を報酬滞納保障費として一括納付しなければならず、当該報酬滞納保障費は深圳市労働保障部門がその管理をつかさどり、雇用主体が人民法院に破産申請を受理された、法に照らして建て直しを行い、監査の結果、債務超過であるとされ、しかも従業員の賃金を支払うことができず、投資者又は事業者が逃げ隠れたり又は逃亡したりした状況が発生したときに、深圳市労働保障部門は事実を確認した後で、従業員が実際に滞納されている賃金総額を限度とし(但し、最高で前年度の従業員の年間平均賃金の 20% を超えない)、滞納報酬を立替える。深圳市労働保障部門は立替を行った後、立替金額につき、雇用主体への償還請求権を取得する。

「深圳経済特区企業報酬滞納保障条例」によると、

2. 工资保证金由劳动保障部门负责管理;
3. 只有在用人单位无力支付欠薪或有意逃避支付欠薪等情况下,职工方能寻求工资保证金垫付;
4. 工资保证金的目的是解决职工的临时生活困难,并不能对职工的全部应得工资进行垫付,其性质是一种社会保障。

二、中国全国范围内的工资保证金制度

在全国范围内,工资保证金制度最早适用于建筑业领域,目的是解决建筑业企业欠薪问题。中国先后主要发布过下述相关法律规定:

- 2004 年,劳动和社会保障部及建设部联合发布《建筑领域农民工工资支付管理暂行办法》(劳社部发[2004]22 号),其中第 15 条规定,企业应按有关规定缴纳工资保证金,存入当地政府指定的专户,用于垫付拖欠的农民工工资。
- 2006 年,国务院发布《国务院关于解决农民工问题的若干意见》,该意见再次强调,应建立工资支付监控制度和工资保证金制度,从根本上解决拖欠、克扣农民工工资问题。劳动保障部门要重点监控农民工集中的用人单位工资发放情况。对发生过拖欠工资的用人单位,强制在开户银行按期预存工资保证金,实行专户管理。
- 2006 年,国务院办公厅同意并转发《关于推进企业解决工资拖欠问题的若干意见》(国办发[2006]91 号),该意见也强调要建立工资保证金制度。对重点监控的建筑施工企业和发生过欠薪的其他企业,有关行政主管部门应强制企业在指定的开户银行按期预存工资保证金,实行专户管理,用于偿付欠薪。

综合上述法律规定,律师理解,全国性法律文件所规定的工资保证金制度有如下特点:

1. 主要在建筑业领域适用,目的是解决建筑业企业拖欠农民工工资问题,而非针对所有企业、所有职工;
2. 上述法律文件都明确劳动和社会保障部为工资保证金制度的主管部门;
3. 上述法律文件中有关工资保证金制度的规定都比较原则,很多重要的问题未作论述,这可能使工资保证金制度在实践中有较大的自由操作空间。

深圳的賃金保証金制度には次のような特徴があり、これらの特徴は、中国の賃金保証金制度の雛形を形成している。

1. 賃金保証金の主な源泉は、雇用主体が毎年事前に預け入れる金銭である。
2. 賃金の保証金は、労働保障部門が管理をつかさどる。
3. 雇用主体が滞納報酬を支払うことができず、又は滞納報酬の支払を逃げるといった状況のときにだけ、従業員は賃金保証金の中からの立替を求めることができる。
4. 賃金保証金の目的は、従業員の一時的な生活上の困難を解決することであり、従業員の全部の取得すべき賃金について立替を行うことができるのではなく、その性質は一種の社会保障である。

二、中国全域での賃金保証金制度

中国全域では、賃金保証金制度は、建築業の分野で最も早く適用され、目的は建築業企業の報酬の滞納問題を解決することであった。中国は次の関係法律規定を相継いで発布している。

- 2004 年、労働社会保障部及び建築部が「建築分野の出稼ぎ労働者の賃金支払管理弁法」(劳社部発[2004]22 号)を共同で発布し、そのうち第 15 条では、企業は関係規定に基づき賃金保証金を納付し、現地の政府が指定する専用口座に預け入れ、滞納した出稼ぎ労働者の賃金の立替えに用いるものと定められている。
- 2006 年、国務院は「出稼ぎ労働者の問題を解決することについての国務院による若干の意見」を発布し、賃金の支払監視制度及び賃金保証金制度を確立し、出稼ぎ労働者の賃金を滞納し、上前をはねるという問題を根本から解決しなければならないと改めて強調している。労働保障部門は、出稼ぎ労働者が集中する雇用主体の賃金支払状況を重点的に監視しなければならない、賃金の滞納が発生したことの雇用主体に対しては、強制的に口座開設銀行で定期的に賃金保証金を事前に預け入れさせ、個別の管理を実施する。
- 2006 年、国務院弁公庁は、「企業による賃金の滞納問題の解決を促進することについての若干の意見」(国弁発[2006]91 号)に同意し、これを配布したが、当該意見でも賃金保証制度を確立しなければならないことが強調されている。重点的に監視する建築施工企業及び報酬の滞納が発生したことのあるその他の企業に対して、かかる行政主管部門は、企業に対し、指定した口座開設銀行で定期的に賃金保証金を事前に預け入れることを強制し、個別の管理を実施し、これを滞納報酬の返済に使用しなければならない。

上述の法律の規定を総合し、筆者は、全国レベルの法律文書に定められた賃金保証金制度には次のような特徴があると考えらる。

1. 主に建築分野で適用され、その目的は建築業企業による出稼ぎ労働者の賃金滞納問題を解決することであり、すべての企業、すべての従

業員を対象としているわけではない。

2. 上述の法律文書は、いずれも労働社会保障部門が賃金保証金制度の主管部門であることを明確にしている。
3. 上述の法律文書の中で、賃金保証制度についての規定はいずれもやや原則的なものであり、多くの重要な問題については論述がされておらず、このことは賃金保証金制度について、実践においてかなり自由にオペレーションできる余地を与えている。

三、上海市的有关工资保证金的法律规定

从上述国家立法的角度来讲，中国的工资保证金制度远未成型，有待完善。但是，鉴于该制度在实践中的可操作性，以及其对解决职工的临时生活困难和维护社会稳定的重要作用，中国各地结合当地实际，从地方层面对工资保证金制度进行了许多相关立法。其中，华东地区走在前列，如上海、杭州、太仓等地，都有类似的立法。

上海市 1999 年就发布了《上海市中小企业欠薪基金试行办法》，针对中小型企业缴纳工资保证金做出了规定。经过多年实践，上海市于 2007 年发布了《上海市企业欠薪保障金筹集和垫付的若干规定》（取代《上海市中小企业欠薪基金试行办法》等）规定：上海市所有用人单位都应按照上海市公布的月最低工资标准缴纳工资保证金，由上海市劳动保障局负责管理；当用人单位因破产、解散或撤销进行清算程序，或经营者隐匿、出走等原因停止经营，导致无力或暂时无力支付欠薪的，符合申请条件的职工可以申请以欠薪保障金垫付欠薪，上海市劳动保障局垫付欠薪后，就垫付部分取得对用人单位的追偿权。

律师理解，上海市有关工资保证金的规定汲取了《深圳经济特区企业欠薪保障条例》的优点，具有如下特点：

1. 所有用人单位都应缴纳欠薪保障金，但是，建筑施工企业仍然自成体系，不纳入该规定办理；
2. 明确了上海市劳动保障局作为欠薪保障工作的主管部门应履行的职责；
3. 明确了欠薪保障金的来源和垫付程序、以及追偿程序；
4. 明确了欠薪保障金的社会保障的性质。

总结上述介绍，律师认为：

- 在国家立法缺失的情况下，目前中国各地有关工资保证金制度的立法也不完全相同，其中最大的区别是：部分地区只将部分用人单位纳入工资保证金制度，部分地区则将所有用人单位都纳入工资保证金制度，前者以太仓、杭州等地为代表，后者以深圳、上海为代表。例如，按照太仓市的规定，只有发生过欠薪引起群众性上访或欠薪达两个月以上的用人单位，以及租赁场地、厂房、楼宇、设备等从事生产经营的用人单位需要缴纳工资保证金。
- 但是总体来看，目前中国各地有关工资保证金的制度比国家层面的立法具有更

三、上海市の賃金保証金に関する法律規定

上述の国の立法の視点から見た場合、中国の賃金保証金制度はまだ成型が進んでおらず、完備しなければならない。但し、当該制度の実践におけるオペレーションの可能性、及びそれが従業員の一時的な生活上の困難を解決し社会の安定を擁護するという重要な役割を踏まえ、中国各地で現地の実情とあわせ、地方レベルから賃金保証金制度について数多くの関係する立法が行われてきた。その中で、華東地区は率先的役割を果たし、例えば、上海、杭州、太倉等の地域では、いずれも類似した立法がある。

上海市は 1999 年に「上海市中小企業報酬滞納集金試行弁法」を公布し、中小企業が賃金保証金を納付することについて規定を行っている。長年の実践を経過し、上海市は 2007 年に「上海市企業報酬滞納保障金の釀金及び立替についての若干の規定」（「上海市中小企業報酬滞納集金試行弁法」等）に取って代わる）の規定を發布した。上海市のすべての雇用主体はいずれも上海が公示した月最低賃金基準に基づき賃金保証金を納付しなければならない、上海市労働保障局がその管理をつかさどる。雇用主体が破産し、解散し、又は営業許可証を取消し清算手続きを開始し、又は事業者が逃げ隠れし、逃亡するといった理由で経営を中断したことにより、滞納報酬を支払うことができず、又は一時的に支払うことができないときは、申請条件に適合した従業員は報酬滞納保障金にて滞納報酬の立替を行うよう申請することができ、上海市労働保障局は滞納報酬を立替えた後、立替え部分について、雇用主体に対し償還請求権を取得する。

筆者の理解では、上海市の賃金保証金に関する規定は、「深圳經濟特區企業報酬滞納保障条例」の長所を取り入れており、次のような特徴がある。

1. すべての雇用主体はいずれも滞納報酬保証金を納付しなければならないが、建設施工企業はもとの体制を維持し、当該規定には組み込まない。
2. 上海市労働保障局が滞納報酬保障作業の主管部門として履行すべき職責を明確にした。
3. 滞納報酬保証金の源泉及び立替手続、及び償還請求手続を明確にした。
4. 滞納報酬保証金の社会保障の性質を明確にした。

以上の説明を総括し、筆者は次のように考える。

- 国の立法が不充分である状況下では、現在、中国各地の賃金保証制度に関する立法も完全には同一ではないが、その内の最大の違いとして、一部の雇用主体だけを賃金保証金制度

强的可操作性，涉及的范围更广，且都体现了工资保证金制度的社会保障性质。律师认为，目前各地的立法，尤其是以华东地区为代表的有关工资保证金制度的立法，符合中国有关工资保证金制度的立法需要，值得今后国家立法予以借鉴。

- 对于中国各地有关工资保证金的法律规定，企业也应当认真研究，作好应对。

备注：

查看相关法令的全文内容，请点击以下网址：

深圳经济特区企业欠薪保障条例

<http://www.szlh.gov.cn/main/zfjg/zfzcbm/lcj/xqfg/21992.shtml>

上海市企业欠薪保障金筹集和垫付的若干规定

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3125/node3129/userobject6ai1775.html>

（里兆律师事务所 2008 年 04 月 11 日整理制作）

に組み入れている地域がある一方、すべての雇用主体を賃金保証金制度に組み入れている地域もあり、前者の代表例には、太倉、杭州といった地域があり、後者の代表例には、深圳、上海がある。たとえば、太倉市の規定によれば、報酬の滞納に起因する集団的な陳情が発生したり、又は滞納報酬が 2 ヶ月以上の雇用主体、及び賃貸場所、工場建物、ビル、設備等が生産経営を取扱っている雇用主体は賃金保証金を納付しなければならない。

- 但し、全体的に見た場合、現在の中国各地での賃金保証金についての制度は国家レベルでの立法よりも操作性がより高く、包括範囲もより広く、しかも賃金保証金制度の社会保障性を体現している。現在の各地の立法、とりわけ華東地域を代表とした賃金保証金制度についての立法は、中国の賃金保証制度に関する立法の必要性に適合し、今後は国の立法がこれを手本とするに足るものと思われる。
- 中国各地の賃金保証金に関する法律規定について、企業は真摯に研究し、しっかりと対処しなければならない。

備考：

関係する法令の全文をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「深圳經濟特區企業報酬滯納保障條例」

<http://www.szlh.gov.cn/main/zfjg/zfzcbm/lcj/xqfg/21992.shtml>

「上海市企業報酬滯納保障金の醸金及び立替についての若干の規定」

<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node3124/node3125/node3129/userobject6ai1775.html>

（里兆法律事務所が 2008 年 4 月 11 日付で作成）